

(株) SCREEN ホールディングス 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役および社外監査役またはその候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①就任の前10年間に於いて当社グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員（以下、併せて「役員」と総称する）または使用人であった者
- ②現在または過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの現在の大株主（※）である会社もしくは当社グループが現在大株主である会社の役員または使用人であった者
（※）大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう
- ③当社グループの主要な取引先（※）の役員または使用人である者
（※）主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、直近事業年度またはこれに先行する3事業年度のいずれかの事業年度における当社グループとの取引における支払額または受取額が、当社グループまたは取引先（その親会社を含む）の年間連結総売上高のおおむね2%以上を占める会社をいう
- ④現在または最近3年間に於いて、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の役員または使用人であった者
- ⑤当社グループから多額の寄付（※）を受けている法人・団体等の理事その他役員または使用人である者
（※）多額の寄付とは、当該法人・団体等の直近の3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう
- ⑥当社グループから取締役・監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の役員である者
- ⑦現在または過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であった者
- ⑧当社グループから役員報酬以外に、多額（※）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
（※）多額とは、直近の3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう
- ⑨以下に該当する者の配偶者、二親等内の親族または同居の親族
 - ・現在または過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの役員または重要な使用人（※）であった者
 - ・上記②から⑧で、就任を制限している者（※）重要な使用人とは、統轄部長以上の職位の使用人をいう
- ⑩その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上
